

(その1)

収 支 報 告 書

令和6 年分
開催分)

(ふ り が な) おおつかさところうえんかい

1 政 治 団 体 の 名 称 大塚さところ後援会

2 主たる事務所の所在地 島根県出雲市塩冶町南町3丁目1-4
ブレジオ201号室

3 代 表 者 の 氏 名 山本 誉

4 会 計 責 任 者 の 氏 名 奥迫 敏

事務担当者の氏名

川井 弘光

(電話) 090-3747-6226

(電話)

(電話)



政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政 党 の 支 部	の 規 定 に よ る 政 治 団 体
☐ 政 治 資 金 団 体	☒ そ の 他 の 政 治 団 体
	☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
公 職 の 種 類	
(現職・候補者の別)	
資金管理団体の届	
出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項	
第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項	
第2号に係る国会議員関係政治団体	
公 職 の 候 補 者	
の 氏 名 大塚 聡子	
公 職 の 種 類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (候補者等)	
公 職 の 候 補 者	
の 氏 名 (2 人 目)	
公 職 の 種 類	
(現職・候補者の別)	
公 職 の 候 補 者	
の 氏 名 (3 人 目)	
公 職 の 種 類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,100,000
(前 年 か ら の 繰 越 額)	0
(本 年 の 収 入 額)	1,100,000
支 出 総 額	1,086,870
翌 年 へ の 繰 越 額	13,130

^

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	1,100,000	
(イ) うち 特 定 寄 附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,100,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	1,100,000	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	大塚 聡子	1,100,000	R6/10/30	島根県出雲市上塩冶町2690 A-202	東京リーガルマインド講師	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	こ の 頁 の 小 計	1,100,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	1,100,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
(4) 事 務 所 費			
小 計	0	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	69,600		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,017,270	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	1,017,270		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	1,086,870	0	
合 計	1,086,870		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	後援会事務所開き会場費	69,600	R6/10/30	出雲ロイヤルホテル	出雲市渡橋町831	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	こ の 頁 の 小 計	69,600				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	69,600				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝広告費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	室内用ポスター作製 /	27,500	R6/10/31	松栄印刷有限公司 /	島根県松江市西川津町667-1 /	
2	事務所・連絡所表示看板作成 (15枚) /	280,500	R6/10/31	松栄印刷有限公司 /	島根県松江市西川津町667-1 /	
3	事務所・連絡所表示看板作成 (10枚) /	187,000	R6/10/31	松栄印刷有限公司 /	島根県松江市西川津町667-1 /	
4	写真撮影 /	96,800	R6/11/1	うなんシティTV /	島根県雲南市掛合町波多456-4 タウンズイン波多112号室 /	
5	事務所看板設置諸費 /	40,700	R6/11/5	株式会社オリジナル /	島根県出雲市塩冶町267-5 /	
6	ホームページ作成 /	170,500	R6/11/6	合同会社Robse /	島根県出雲市知井宮町826-7 /	
7	政治活動用品デザイン作成 /	110,000	R6/11/6	有限会社イスコデザイン /	島根県出雲市多伎町久村915-4 /	
8	後援会入会案内印刷費	93,710	R6/11/8	うなんシティTV /	島根県雲南市掛合町波多456-4 タウンズイン波多112号室 /	
9						
10						
11						
12						
	こ の 頁 の 小 計	1,006,710				
	そ の 他 の 支 出	10,560				
	合 計	1,017,270				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 28日

政治団体の名称

大塚さところ後援会

会計責任者の氏名

奥迫

敏



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

令和7年5月28日

大塚さところ後援会（国会議員関係政治団体名）

代表 山本 誉 殿

登録政治資金監査人

足立尚吾

登録番号 第 5686 号

研修修了年月日 令和4年1月24日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、大塚さところ後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、大塚さところ後援会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると足立尚吾が判断したため、大塚さところ後援会の従たる事務所（島根県出雲市塩冶町南町3丁目1番地4 プレジオ104号室）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し

難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

大塚さところ後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上